# 介護保険法等に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

(平成27年3月10日) 旭川市福祉保険部指導監査課

#### 1 趣旨

株式会社無双が開設している指定居宅サービス事業者等に対し、介護保険法(平成9年法律第123号) 第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号の規定に基づく行政処分を行う。

### 2 対象事業者等

(1) 開設法人

法 人 名 株式会社無双

代表者名 代表取締役 堀部 絋史

所 在 地 旭川市神楽岡12条5丁目2番4号

### (2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
指定訪問介護事業所	訪問介護及び介護予	平成26年3月10日	旭川市神楽岡12条
あいりす	防訪問介護		5丁目2番4号

#### 3 処分内容

・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。 (平成27年4月1日から平成27年9月30日までの6か月間,新規利用者の受入停止とする)

+	ービスの種類	根拠法令
	訪問介護及び介護予防訪問介護	介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号
	処分日	平成27年2月13日
	処分通知到達日	平成27年3月6日

# 4 処分の原因となる事実

(1) 勤務していない従業者がサービス提供を行ったとして、介護報酬を不正に請求した。

#### 【不正の内容】

平成26年3月から6月にかけて行われた訪問介護サービスにおいて、出勤していない職員がサービス提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を不正に請求した。

## 5 当該事業所の現状

平成26年8月から事業を事実上休止している。